

平成22年4月1日規程第39号

国立研究開発法人国立成育医療研究センターの保有する個人情報の開示等の手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る手続及び手数料を定める。

(関係法令等)

第2条 センターの保有する個人情報の開示等に係る手続及び手数料に関して必要な事項は、この規程に定めるところによるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、国立研究開発法人国立成育医療研究センター文書管理規程（平成22年規程第34号。以下「管理規程」という。）及び国立研究開発法人国立成育医療研究センターの保有する個人情報の保護に関する規程（平成22年規程第38号。以下「個人情報保護規程」という。）等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、法第2条、第16条及び第60条並びに個人情報保護規程に定めるところによる。

(決定権者)

第4条 理事長は、保有個人情報の開示等の決定及び審査請求に対する裁決を行う。
2 前項の規定にかかわらず、事務部門、研究所及び病院の保有個人情報については事務部門等個人情報保護管理者が保有個人情報の開示等の決定等を行うものとする。
3 前2項の規定により保有個人情報の開示等の決定等を行う者を決定権者とする。
4 決定権者（理事長を除く。）は、次条の開示請求書を受領し、又は保有個人情報の開示等の決定を行ったときは、開示請求書又は開示決定通知書等の写しを総務部長に送付するものとする。

(開示請求の手続)

第5条 法第76条の規定に基づく保有個人情報に係る開示の請求（以下「開示請求」という。）は、様式1（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に係る開示請求にあつては様式2）に定める「保有個人情報開示請求書」をセンターに提出して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の法令、規程等に基づく開示の申請書等に所要の補正を加えることにより開示請求を行うことができる。
- 3 法第77条第3項の規定に基づき、センターが、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対して書面により開示請求書の補正を求める場合は、様式3（特定個人情報に係る開示請求書の補正を求める場合にあっては様式4）に定める「保有個人情報開示請求書の補正について（依頼）」を送付して行うものとする。

（開示請求に対する措置）

- 第6条 法第82条第1項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式5に定める「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」を送付して行うものとする。
- 2 法第82条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式6に定める「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」を送付して行うものとする。

（開示決定等の期限）

- 第7条 法第83条第2項の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式7に定める「開示決定等の期限の延長について（通知）」を送付して行うものとする。

（開示決定等の期限の特例）

- 第8条 法第84条の規定に基づく開示請求者に対する通知は、様式8に定める「保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」を送付して行うものとする。

（事案の移送）

- 第9条 法第85条第1項の規定に基づく行政機関の長等に対する通知は、様式9（特定個人情報の開示請求に係る事案を移送する場合にあっては様式10）に定める「保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について」を送付して行うものとする。
- 2 法第85条第1項の規定に基づく開示請求者への通知は、様式11に定める「保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）」を送付して行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第10条 法第86条第1項の規定に基づく第三者への通知は、様式12に定める「保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）」を送付して行うものとする。
- 2 法第86条第1項の規定に基づき第三者が提出する意見書の様式は、様式13によるものとする。
 - 3 法第86条第2項の規定に基づく第三者への通知は、様式14に定める「保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）」を送付して行うものとする。
 - 4 法第86条第2項の規定に基づき第三者が提出する意見書の様式は、様式13によるものとする。

- 5 法第86条第3項の規定に基づく第三者への通知は、様式15に定める「反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）」を送付して行うものとする。

（保有個人情報の開示の実施方法）

- 第11条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録されている法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 文書又は図画を開示する場合において、写しの交付の方法は、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを交付することとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものを交付することとする。
- 3 法第87条本文において、行政機関等が定めることとされている電磁的記録による保有個人情報の開示の方法は、次の各号に定める方法とする。
- 一 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - 二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- 4 前3項の方法により難しい場合、開示の実施の方法は行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する方法によるものとする。

（開示の実施方法等の申出等）

- 第12条 法第87条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受ける者がセンターに対して行う申し出は、様式16に定める「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出することにより行うものとする。

（開示請求手数料）

- 第13条 センターに対して開示請求をする者は、手数料として開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円を納めなければならない。
- 2 開示請求をする者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする。
- 一 一の法人文書ファイル（管理規程第2条第4項の文書ファイルをいう。以下同じ。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法によりセンターに納付しなければならない

ない。

- 一 現金書留郵便による納付（郵便小為替を送付することにより納付する方法を含む。）
 - 二 センターの窓口における現金による納付
 - 三 センターが指定した銀行口座への振込みによる納付
- 4 手数料の納付に当たり必要な振込み手数料等の経費については、開示請求者の負担とする。

（手数料の減免）

- 第13条の2 センターは、特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により前条第1項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。
- 2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、第5条の規定による書面の提出を行う際に、併せて様式17に定める「開示請求に係る手数料の免除申請書」をセンターに提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、第1項の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書類を添付するものとする。
- 4 センターは第2項の規定に基づく手数料の免除申請について、免除することとするときは様式18に定める「開示請求に係る手数料の免除決定通知書」を免除理由に該当しない場合には、様式19に定める「開示決定に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書」をもって、開示請求者に通知するものとする。

（写しの送付の求め及び費用の納付）

- 第14条 保有個人情報の開示の決定（以下「開示決定」という。）に基づき開示を受ける者は、次の各号の中から決定権者の指示する方法により送付に要する費用をあらかじめ納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。
- 一 第13条第3項各号に定める方法
 - 二 郵便切手を郵送することによる納付
 - 三 料金受取人払いの郵便又は宅急便等

（訂正請求の手続）

- 第15条 法第90条の規定に基づく保有個人情報に係る訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は、様式20（特定個人情報に係る訂正請求にあっては様式21）に定める「保有個人情報訂正請求書」をセンターに提出して行うものとする。
- 2 法第91条第3項の規定に基づき、センターが、訂正請求をした者（以下「訂正請

求者」という。) に対して書面により訂正請求書の補正を求める場合は、様式 2 2 (特定個人情報に係る訂正請求書の補正を求める場合にあっては様式 2 3) に定める「保有個人情報訂正請求書の補正について (依頼)」を送付して行うものとする。

(訂正請求に対する措置)

第 1 6 条 法第 9 3 条第 1 項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式 2 4 に定める「保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)」を送付して行うものとする。

2 法第 9 3 条第 2 項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式 2 5 に定める「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)」を送付して行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長)

第 1 7 条 法第 9 4 条第 2 項の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式 2 6 に定める「保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)」を送付して行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第 1 8 条 法第 9 5 条の規定に基づく訂正請求者に対する通知は、様式 2 7 に定める「保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)」を送付して行うものとする。

(事案の移送)

第 1 9 条 法第 9 6 条第 1 項の規定に基づく行政機関の長等に対する通知は、様式 2 8 (特定個人情報の訂正請求に係る事案を移送する場合にあっては様式 2 9) に定める「保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について」を送付して行うものとする。

2 法第 9 6 条第 1 項の規定に基づく訂正請求者への通知は、様式 3 0 に定める「保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)」を送付して行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 2 0 条 法第 9 7 条の規定に基づく保有個人情報の提供先への通知は、様式 3 1 に定める「提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)」を送付して行うものとする。

(利用停止請求の手続)

第 2 1 条 法第 9 8 条の規定に基づく保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求 (以下「利用停止請求」という。) は、様式 3 2 (特定個人情報に係る利用停止請求にあっては様式 3 3) に定める「保有個人情報利用停止請求書」をセンターに提出して行うものとする。

2 法第99条第3項の規定に基づき、センターが、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して書面により利用停止請求書の補正を求める場合は、様式34（特定個人情報に係る利用停止請求書の補正を求める場合にあっては様式35）に定める「保有個人情報利用停止請求書の補正について（依頼）」を送付して行うものとする。

（利用停止請求に対する措置）

第22条 法第101条第1項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式36に定める「保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）」を送付して行うものとする。

2 法第101条第2項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式37に定める「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）」を送付して行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長）

第23条 法第102条第2項の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式38に定める「保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）」を送付して行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例）

第24条 法第103条の規定に基づく利用停止請求者に対する通知は、様式39に定める「保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」を送付して行うものとする。

（審査請求）

第25条 法第105条第1項の規定に基づくセンターから情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、様式40、様式41又は様式42に定める諮問書を提出して行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第26条 法第105条第2項の規定に基づくセンターから同条に掲げる者に対する通知は、様式43に定める「情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）」により行うものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。